

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の制定(案)の概要

1 目的

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものです。

2 概要

(1) 許可申請等の様式について

風致地区内における行為の許可（以下「許可」といいます。）の申請及び当該許可を受けた行為が完了し、又は廃止したときの届出に係る様式及び添付図書並びに風致を維持するための立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めます。

(2) 許可を受けることを要しない太陽光発電設備等の面積について（条例第4条第2項第6号オ及び第11号関係）

許可を受けることを要しない工作物の太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備）の規模は、モジュール面積が10平方メートル以下のものとします。

(3) 許可が不要な独立行政法人その他の法人について（条例第4条第3項関係）

許可が不要な国、県又は本市の機関に準ずる独立行政法人その他の法人として、13法人を規定します。

(4) 緑地面積の算定について（条例第6条第1項第1号ウ(イ)関係）

許可基準の緑地面積の算定方法は、金沢市斜面緑地保全条例（平成9年条例第1号）第6条の斜面緑地保全基準に用いる緑地面積の算定方法と同様に規定します。

(5) 建築物等の形態、意匠等について（条例第6条第1項第1号ウ(オ)、第2号ウ、第3号ウ(オ)及び第8号関係）

建築物及び工作物に係る形態、意匠等に係る基準は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第2項の規定により定められた景観形成基準（太陽光発電設備等の設置に係る基準に限ります。）とします。

3 施行期日

平成25年4月1日